

もう一度確認! ごみの出し方

1 二重でゴミ袋を使用することはできません。



2 1 回の収集で集積所に出せるゴミ袋は、
燃やせるゴミ
プラマーク付きプラスチックゴミ
燃やせないゴミ
それぞれ
2 袋 (1 袋 10 kg 以内) までです。



※引越しの際に出たゴミは、「引越し」と袋に記載いただき、4 袋まで出すことができます。

3 燃やせないゴミは、分解したり折り曲げても袋に入りきらない場合、袋をくくりつけて出すことはできません。この場合、民間の処理業者へ持ち込んでいただき有料での処分となります。



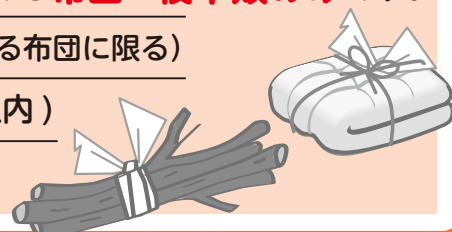
はみ出てはため!

※袋をくくりつけて出すことができるのは、燃やせるゴミの中でも**布団**と**枝木類**のみです。

布 団 1 回の収集につき 1 枚まで (燃やせるゴミとして出せる布団に限る)

枝木類 長さ 70 cm 以内、直径 30 cm 以内 (1 本の太さ 8 cm 以内)

この場合は、**燃やせるゴミ指定袋「大」** をくくりつけてください。



★ 一度に大量の布団、枝木類を処分したい場合 ★

布 団



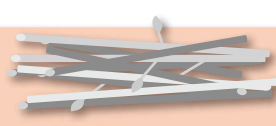
クリーンセンターへ直接持ち込んで焼却処分できます。

※ 1 回の持ち込みは 10 枚以内となります。
この際には重さで料金が発生します。

Q. なぜ 10 枚以内なのか?

布団は大きいため、そのままの大きさで焼却炉に入れることができません。破砕機を使って細かくしてから焼却しており、破砕に時間がかかるため、1 回につき 10 枚以内の持ち込みをお願いしています。

枝木類



上田市では枝木類はできる限り焼却せずに再資源化しています。

上田クリーンセンター東側の業者 ((株) ウェルサイクル) へ持ち込み、有料での処分となります。焼却するより若干お得となっています。枝木を持ち込みの際は上田クリーンセンター窓口へ一度お越しください。

家庭ごみや事業ごみなど廃棄物の焼却は、 **法律に基づき禁止**されています。

家庭ごみや事業ごみなど廃棄物の焼却は、法律により原則禁止とされています。

洗濯物ににおいが
ついてしまった…

窓が開け
られない…

家の中に
においが入って
きてしまった…

例外として認められる焼却もありますが、
認められた焼却であっても、焼却による煙や
において近隣の方が困っている場合があります。

近隣住民とのトラブルを回避するためにも、**出来る限り焼却以外の方法**
(その場に野積みにする、もしくは、可燃ごみとして出す等)を検討しましょう。

やむを得ず焼却を行う場合は、下記の内容を参考に周囲へのご配慮をお
願いたします。

焼却を行う際の注意点

- プラスチックや紙類、段ボール、ゴム、ビニール等の廃棄物の焼却は絶対に行わないでください。
- 十分に乾燥させたうえで、少量ずつ焼却を行う等、なるべく煙が出ないようにしてください。
- ドラム缶や、基準を満たしていない焼却炉での焼却はやめましょう。
- 焼却を行う場合は、事前に近隣の消防署へ連絡をしてください。
- 水や消火器等を準備し、すぐに消火できる状態としてください。
- 焼却中は、絶対にその場を離れないでください。
- 最後に完全に火が消えたことを確認してください。



薪ストーブは正しく使いましょう

近年、『薪ストーブ』を新設される方が増えていますが、使用する皆様は、次の点にご留意ください。

- 接着剤、塗料を使用した合板など、化学処理された木材（建設廃材等）は、
悪臭や有害物質発生の原因となるため使用しないでください。
- 『暖炉』、『薪ストーブ』の設置に伴い、煙突の位置や高さ等に十分に注意す
るとともに、新しく購入を検討されている方は、近隣への事前説明も検討
してください。
- 薪は十分に乾燥させてください。果樹等の剪定枝を使用する場合でも、
十分に乾燥させてから使用してください。
(針葉樹は半年以上、広葉樹は1年以上を目安に乾燥)
- 『暖炉』、『薪ストーブ』の保守点検、煙突掃除を定期的に行ってください。

適切な使い方を心がけ、皆が過ごしやすい環境を整えましょう。

表面
裏面

廃棄物対策課

22-0666

上田市役所(本庁) 環境政策課

23-5120

丸子地域自治センター 市民サービス課

42-1216

真田地域自治センター 市民サービス課

72-0154

武石地域自治センター 市民サービス課

85-2312